



源泉徴収漏れに注意!

後編



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

はじめに

所得税法上、一定の会社や個人などが給与や報酬等を支払った場合には、その支払の都度、所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)を源泉徴収する義務が課せられることになっています。この源泉徴収する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、原則として、源泉徴収の対象となる支払をした月の翌月10日までに納付しなければなりません。

また、源泉徴収の対象とされている給与・報酬等の支払があった際に源泉徴収をしなかった場合(源泉徴収漏れがあった場合)でも、源泉徴収義務者にはその源泉徴収すべき所得税の納付義務が生じることになります。

この源泉徴収漏れにより、納付すべき金額が少なかったり、納付期限を過ぎてしまった場合には、加算税・延滞税など罰金的な追加の税金が発生してしまうこととなります。この源泉徴収漏れにより、納付すべき金額が少なかったり、納付期限を過ぎてしまった場合には、加算税・延滞税など罰金的な追加の税金が発生してしまうこととなります。この源泉徴収漏れにより、納付すべき金額が少なかったり、納付期限を過ぎてしまった場合には、加算税・延滞税など罰金的な追加の税金が発生してしまうこととなります。

2. 金銭以外での支給(現物給与)

※前号の続きです。

(5) 自社商品等の値引販売

使用者が役員又は使用人に対し、自社が取り扱う商品、製品等(有価証券及び食事を除く。*)の値引販売を行った場合、通常の販売価額と値引販売価額との差額は経

済的利益となり、給与として課税されます。ただし、次の要件をすべて満たす場合には、課税しなくても差し支えありません。

【要件】

- ① 値引販売に係る価額が、使用者の取得(購入)価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額の概ね70%以上であること。
- ② 値引率が、役員や使用人の全部について一律、又は役員や使用人の地位、勤続年数等に応じて合理的なバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること。
- ③ 値引販売をする商品等の数量が、一般の消費者が家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

(※1) 有価証券を支給する場合には、その有価証券の価額の多少にかかわらず、全て給与所得となります。また、食事の支給については別の定めがありますので、その内容については前号をご参照ください。

(6) 生命保険料や損害保険料の負担

① 使用者契約の生命保険契約等

使用者(ここでは法人又は個人事業主をいいます。以下同じ)が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする生命保険契約について、その保険料を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益については、次に掲げる保険契約の区分に応じ、それぞれ取り扱いが異なります。

(イ) 養老保険

	保険金受取人		役員・使用人に対する経済的利益の有無(課税関係)
	死亡保険金	生存保険金	
(a)	使用者	使用者	経済的利益なし
(b)	遺族	被保険者	給与として課税
(c)	遺族	使用者	経済的利益なし*

(※) ただし、役員のみ又は特定の使用人のみを被保険者とする場合は、支払った保険料の1/2は給与となります。

(ロ) 定期保険

	保険金受取人	役員・使用人に対する経済的利益の有無
(a)	使用者	経済的利益なし
(b)	遺族	経済的利益なし*

(※) ただし、役員のみ又は特定の使用人のみを被保険者とする場合は、支払った保険料の全額が給与となります。

(ハ) 定期付養老保険

(a) 保険料の額が、養老保険部分と定期保険部分に区分されている場合には、養老保険部分は上記(イ)、定期保険部分は上記(ロ)の取り扱いによります。

(b) 保険料の額が、養老保険部分と定期保険部分に区分されていない場合には、支払った保険料の全額を養老保険の保険料とみなして、上記(イ)の取り扱いによります。

② 使用者契約の損害保険契約等

使用者が契約者となり、役員及び使用人のために、傷害保険等(共済を含む。*)の保険料を支払った場合、その支払った保険料(*)は、その役員及び使用人の給与として課税されません。

ただし、役員又は特定の使用人のみを対象としている場合には、その支払った保険料の額(*)は、当該役員又は使用人の給与として課税されます。

(※2) 満期返戻金等がある契約の場合には、その受取人として使用者自らを指定している場合に限り、

(※3) 満期返戻金等がある契約で、その満期返戻金等を使用者が受け取る場合には、積立保険料に相当する部分の金額を控除した金額となります。

(7) ゴルフクラブの入会金等の負担

使用者がゴルフクラブの入会金等を負担することにより、その使用者の役員又は使用人が受ける経済的利益については以下の通りとなり、場合によっては給与とみなされるため、注意が必要です。

① ゴルフクラブの入会金

(イ) 法人会員として入会した場合

入会金は、原則として資産に計上します。ただし、特定の役員又は使用人が法人の業務とは関係なく利用するために入会したと認められるときは、当該役員又は使用人に対する給与となります。

(ロ) 役員又は使用人が個人会員として入会した場合

入会金に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与となります。ただし、無記名の法人会員制度が無いため個人で入会した場合には、次の2つの要件を満たせば、課税されません。

- (a) その入会が業務遂行上、必要であると認められること。
- (b) その入会金を資産に計上していること。

② 年会費・ロッカー料その他の費用

(イ) 使用者がゴルフクラブの年会費等の費用(名義書換料を含み、次の(ロ)を除きます。)を負担する場合

- (a) 入会金を資産計上している場合
給与として課税されず、交際費となります。
- (b) 入会金を給与として処理している場合
給与として課税されます。

(ロ) ゴルフプレー代等直接要する費用

原則として、そのプレーをする役員又は使用人に対する給与となります。ただし、その費用が使用者の業務遂行上、必要なものであると認められるときは、経費となり課税されません。

3. 社外の個人への支払(報酬)

居住者(*)に対し、国内において次の1から8に掲げる報酬・料金を支払う場合には、その支払の都度、源泉徴収する必要があります。

(※4) 居住者とは、日本国内に「住所」がある個人又は現在まで引き続き1年以上日本国内に「居所」がある個人をいいます。また、居住者以外の個人を「非居住者」といい、非居住者に対して、国内において源泉徴収の対象となる一定の報酬等を支払う場合には、源泉徴収の対象となります。

(図1) 給与所得の源泉徴収税額表のサンプル

給与所得の源泉徴収税額表(平成27年分)

(一) 日額表(平成24年3月31日財務省告示第115号別表第二(平成25年5月31日財務省告示第175号改正) (-6,999円)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙	丙
	0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人								
	以上	未満	税額						
2,900	2,950	0	0	0	0	0	0	0	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0
3,050	3,100	15	0	0	0	0	0	0	0
								100	0
								100	0
								100	0
								100	0

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額

1. 原稿料・デザイン料・講演料等
2. 弁護士、税理士、司法書士等への報酬等
3. 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
4. プロ野球選手、外交員等に支払う報酬
5. 芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
6. ホステス、コンパニオン等の業務に関する報酬・料金
7. プロ野球選手の契約金など役務の提供を約することにより一時的に支払う契約金
8. 広告宣伝のための賞金、馬主に支払われる競馬の賞金

なお、たとえ謝礼、賞金、車賃、記念品代等の名目で支払われていたとしても、その支払いの内容や取引の実態が報酬・料金等に該当すれば、源泉徴収の対象となりますので、注意が必要です。

4. 税額表について

(1) 税額表の種類

給与を支払う時に源泉徴収する税額は、その支払の都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。

この税額表は、「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります。

1. 月額表

給与を毎月支払う場合や、半月ごと、3か月ごとなど、月や旬を単位にして支払う場合に使います。

2. 日額表

給与を働いたその日ごとに支払う場合や、一週間ごとに支払う給与、日割り計算をして支払う場合に使います。

3. 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与(ボーナス)を支払う場合に使います。ただし、前月中に支払った給与が無い場合、及び賞与の金額が前月中の給与の金額の10倍を超える場合には、月額表を使います。

(2) 税額の求め方

源泉徴収をする税額は、税額表(図1)に記載されている「甲欄」、「乙欄」又は「丙欄」で求めます。

① 甲欄

「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されている場合に使います。国内において給与の支払いを受ける者は、原則としてこの申告書を給与の支払者(源泉徴収義務者)に提出する必要があります。

また、2か所以上で働いている者は、そのいずれか1か所の給与の支払者に対してのみ提出することができます。

② 乙欄

「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出が無い場合に使います。

③ 丙欄

日額表だけにあり、日雇いの者や短期間雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使います。

2か所以上で働いている方で、その者に支払う給与が「従たる給与」(*)となる場合に、乙欄で税額を求めます。

なお、「給与所得の扶養控除等申告書」の提出が無い場合には、たとえその者に支払う給与が「主たる給与」(*)であったとしても、乙欄で税額を求めなければならないため、注意が必要です。

(※5) 「主たる給与」とは、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している者に支払う給与をいいます。また「従たる給与」とは、主たる給与の支払者以外の支払者から支給される給与をいいます。

前号及び今号で説明してきたように、源泉徴収の対象となる所得は多岐に渡ります。

特に経済的利益(現物給与)については、税務調査において指摘されることがよく見かけられますので、源泉徴収漏れが無いよう、十分注意することが必要です。